

教育基本法・衆議院特別委員会 審議の検討

審議日時 2006年5月31日(水) 午前9時～午後5時2分

1 民主党

【質問者】

(1) 末松義規委員

宗教教育についての質問。宗教教育に「一般的教養」が入った経緯、特定の宗教についてどこまで学校教育で取り上げられるのかなど。

(2) 西村智奈美委員

教育基本法改正の立法事実について、経済力を理由とする教育格差拡大していることについての質問。

(3) 鷺尾英一委員

「祖先を敬い子孫に思いをいたす」(民主党案前文)ことを教育上反映すべきとの観点からの質問、戦後教育に「徳育」が足りなかったとの観点から「公共の精神」や個人の自主性に関する質問、「不当な支配」に関する質問、大学行政に関する質問など。

鷺尾委員から、「日本国憲法も現行の教育基本法も、結局は敗戦の混乱と占領による圧力のもとで成立した」、などの発言。

【気になった答弁】

<政府案に関して>

- ・ 宗教教育に「一般的な教養」が加わった理由について(小坂文科相)
「教育における宗教の問題というのは、非常にデリケートであるということから、ある意味では慎重になりすぎた面もあったのではないか。」
- ・ 宗教教育でどこまで教えるか(小坂文科相)
「宗教の名称とか、その各宗派等についての宗教を始めた始祖、そういった人物の名前等までは一般的な教養の範囲に入るかと思うが、宗教の教養ということになりますと、特定の宗派の教義は、特定の宗教のための宗教的活動として一般的な国公立の学校では慎重に取り扱われるべき」
- ・ 立法事実について(小坂文科相)
(先の答弁で、立法事実として、倫理観や社会的使命感の喪失、少子高齢化による社会の活力低下、都市化、核家族化、青少年の規範意識や道徳心、自律心の低下、いじめ、不登校、中途退学、学級崩壊、家庭や地域の教育力の低下などを挙げたところ、「これらの問題は、現行の教育基本法の理念に由来するものだと考えているのか」と問われ、)「教育基本法は、わが国の教育の根本的な理念や原則を定めたものでございますから、教育基本法

の規定それ自体が、直ちに現実の諸問題と直結するものではございません。」

「今日の現行の教育基本法がこういった問題の原因であるということを申し上げてはいない。」「そのようなことは、一度も申し上げたことはありません。」

- ・ パブリックコメントについて（文科省生涯学習政策局・田中参考人）
（平成14年3月から平成15年9月までに寄せられたパブリックコメントの総数1万7000件余のうち）大臣が御説明申し上げました、日本の美德を取り戻す（ために改正すべき）といった趣旨のご意見は百数十件。」
- ・ 学力格差について（小坂文科相）
「経済的な格差が、すなわち（教育の）機会を喪失する様なことにつながるということはやはり避けるべき。初等中等教育段階においては、すべての子どもに基礎、基本をしっかりと身につけさせてそれを基盤として、子ども一人ひとりの個性を伸ばすことが重要。」「基礎・基本を十分に理解している子どもに対する発展的な学習を含めた習熟度別の指導、こういったものを通じて…学習意欲ある子どもに対しては、しっかりとその学習が伸びるような支援も行ってまいりたい。」
- ・ 公共心について（小坂文科相）
（民主党・鷲尾委員の「公共とは…あくまでも日本の歴史、伝統の中で生きる個人として、それをどうよりよくしていくかというところから出発しなきゃいけない。」との発言を受けて。）
「大変に多くの共感を持つ。」
- ・ 「不当な支配」について（小坂文科相）
「憲法に適合する有効な他の法律の命ずるところをそのまま執行する教育行政機関の行為が、ここにいう『不当な支配』にはなり得ない。」

<民主党案に関して>

- ・ 笠議員（民主党）
「（現行法の『不当な支配に服することなく』とは）素直に解すれば、正当な支配に服すること…教育は法にもとづき、公正公平な立場から国民全体に対して奉仕することだと考えております。」

2 共産党

【質問者】

石井郁子委員

与党協議会・検討会の資料など政府案の背景となる議論について、文科省の愛国心評価への態度についての質問。

【気になった答弁】

- ・ 与党検討会への文科省の関与（小坂文科相）
「（与党検討会に、文科省として、）それまでの与党での議論を踏まえた議

論のたたき台として、「仮要綱」というようなものを提出したことはございます。」

- ・ 政府案 2 条 3 項『男女の平等』について（猪口少子化・男女共同参画大臣）
「男女共同参画社会の実現が求められていてその観点も踏まえている。」
- ・ 愛国心評価について（小坂文科相）
国を愛する心情を持っているかどうか、ということで評価するというようなことをしてはならないということについて、「私どもは適切な指導をおこなってまいりたい。」

3 自民党

【質問者】

- (1) 下村博文委員（改正促進委員会の「改正」法案起草委員長）
教育行政（国と地方の役割分担、「不当な支配」）について、国（文科省）が各学校への監督権限を持つべきとの観点からの質問など。
『「不当な支配に服することなく』というの、かえってない方がすっきりする。』との発言。
- (2) やまぎわ大志郎委員
道徳心が日本に失われたとの観点から、道徳教育の実施の徹底について
- (3) 土屋正忠委員
教育に対する国の責任を明記すべきとの立場から民主案に対する質問、
「不当な支配」とは組合や教育団体が直接教師に影響を与えたりすることなどの立場から「不当な支配」の解釈についての質問など。

【気になった発言・答弁】

<政府案に関して>

- ・ 「不当な支配」について（小坂文科相）
「この法律が定めるところにより行われる教育委員会等の命令や指導などが不当な支配でないということが明確になった。」
「(旭川学テ判決を挙げ)、法律の命ずるところをそのまま執行する教育行政機関の行為は不当な支配とはなりえないこと、また、国は必要かつ相当と認められる範囲において教育内容についても決定する権能を有する」
- ・ 各学校に対する指導・監督について（馳文科副大臣）
「(各学校の教育が法令で定める目標や理念に沿っているかどうかについては) 各学校が教育活動の成果を評価検証して、改善に生かす学校評価システムの構築を図る・・・国は、各教育委員が学校の状況を把握、検証し、適切に監督がなされるよう教育委員会を指導してまいりたい。」

<民主案に関して>

- ・ 国の責任について（民主党案 7 条 3 項「国は、普通教育の機会を保障し、その最終的な責任を有する。」）について。武正委員・民主党
「(教育の)機会均等と水準の確保をきちんと国が責任を持って行う…前者

は財政的支援、後者は学習指導要領などで基準を示すということ」

- ・ 地方公共団体の教育行政について（笠委員・民主党）
「私どもは、現行の教育委員会制度というものは発展的に解消していく。
…（その代わりに）首長が執行する教育行政を監査するオンブズマン的な組織を想定しているところでございます。」

4 公明党

【質問者】

斉藤鉄矢委員

「日本国憲法の精神にのっとり」や「個人の尊厳」の文言を法案に規定した趣旨、今後の関係法令の整備について、「普通教育」の意味などについての一般的質問

【気になった答弁など】

- ・ 今後の義務教育について（小坂文科相）
「（中教審答申『新しい時代の義務教育を創造する』を挙げ）本法案において、教育の目標や義務教育の目的が規定されることをふまえて、今後学校教育法等の関係法令の見直しに着手をし、その内容の検討を進めてまいりたい。」
- ・ 憲法 26 条「普通教育」について（文科省・田中参考人）
「普通教育とは全国民に共通の一般的、基礎的な教育をいう」

5 国民新党

【質問者】

糸川正晃委員

政府案の教育の機会均等、学校教育、大学教育、教員などの各条項を規定した趣旨についての質問。

【気になった答弁】

- ・ 教員の採用・要請について（文科省初等中等教育局長・銭谷参考人）
「（昨年 12 月の中教審の中間報告にある教員免許更新制度などの改革案を挙げたうえで、）速やかに所要の制度改正を行うなど、教員養成、免許制度の改革や研修の充実を図りまして、教員の資質の向上に努めてまいりたい」
- ・ 教員の給与について（小坂文科相）
「（総人件費改革の中で教職員の給与のあり方についても検討の要請あるとして、）文部科学省といたしましては、能力と意欲のある教員の確保のためにも、…勤務実態調査の結果を踏まえつつ、時代の要請に応えてメリハリのある給与制度の構築に向けて十分な検討を進めてまいりたい。」

6 民主党・無所属クラブ

【質問者】

奥村展三委員

時間をかけた議論が必要との発言。「愛国心は教え込むものではない」との要請はがきを読み上げる。環境教育、生涯学習、家庭教育、宗教教育についての一般的質問。

7 社民党

【質問者】

保坂展人

子どもの権利条約について、ドイツやフランスでは条約に対応する国内法が整備されているとの指摘、障がい児教育に統合教育の理念を盛り込むべきとの指摘、男女共学規定が削除されたことについての質問、義務教育から「9年」を削除した趣旨、愛国心評価についての質問など

【気になった答弁】

- ・ 義務教育「9年」削除について（小坂文科相）
「決して、短縮を意図すべく削除したものではない」
- ・ 愛国心評価について（小坂文科相）
「学校現場で内心に直接評価を加えるようなことを行ってはならないということを、あらゆる機会を通じで学校長や教育機関等に伝えてまいりたい」

【全般的な私的コメント】

- ・ 教育基本法「改正」の理由としている「時代の変化」や「規範意識の低下、いじめ、学級崩壊」等について、現行教育基本法に原因があるものではないという答弁は重要。
- ・ 「不当な支配」の議論がかなりなされたが、法律によれば何でもできるようにするという意図が顕著（これは民主案も同様）。
- ・ 「改正」後の法整備について、学校評価制度や、教員の免許更新性、教員の給与制度の見直しなど、具体的な制度が言及されている。
- ・ 経済力によって生じる学力格差について、小坂文科相は「習熟度別授業」などで対応すると答弁しており、議論がかみ合っていない。競争主義的な教育の実態や問題点まで掘り下げて議論する必要があるのではないか。
- ・ 下村委員と奥村委員から要請はがきやメールがたくさん来ているとの発言があった。

2006年6月5日

(弁護士 小林 善亮)